

社会福祉法人 新生会
軽費老人ホーム梅香ハイツバルナバ館運営規程

第 1 章 施設の目的及び運営の方針等

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 新生会が設置運営する軽費老人ホーム梅香ハイツバルナバ館（以下「施設」という）の運営及び管理、利用について必要な事項を定め施設の円滑な運営と老人福祉の理念に基づき、利用者の生活の安全並びに生活の充実を図ることを目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、老人福祉法等関係法令の定めるところによる。

(運営方針)

第 2 条 施設は、老人福祉法、介護保険法及び関係法令に基づき、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、生活の場として利用者の住みよい住居を提供し、利用者が安心して明るく心豊かに日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

2 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者等の、居宅サービス等を提供する者との密接な連携に努めるものとする。

第 2 章 職員の員数及び職務内容

(職員の職種及び定数)

第 3 条 施設は国の定める「軽費老人ホーム設置運営要綱」に示された所定の職員を配置し、職員は当施設の設置目的を達成するため必要な職務を行う。

施設に次の従業者を置く。

- (1) 施 設 長 1 名
- (2) 事 務 員 1 名
- (3) 生活相談員 1 名
- (4) 介 護 職 員 2 名
- (5) 栄 養 士 1 名
- (6) 調理員 当該軽費老人ホームの実情に応じた適当数
- (7) その他必要がある場合、他の職員を置くことが出来る。

(職 務)

第4条 職員の職務内容は次の通りとする。

(1) 施 設 長

施設長は理事長の命を受け、所属職員を指導監督し、業務を統括すると共に老人福祉法の理念と社会福祉法人の役割を職員に伝え指導する。施設長に事故あるときは、予め理事長が定めた職員が管理者の職務を代行する。

(2) 事 務 員

施設の庶務及び会計事務に従事する。

(3) 生活相談員

利用者の生活相談、面接、援助等、利用者が置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(4) 介 護 職 員

利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

(5) 栄 養 士

栄養士は献立作成、栄養量計算、調理上の衛生管理等の適正化を期するとともに調理員の指導業務を行う。

(6) 調 理 員

調理員は利用者の給食業務に従事する。

第3章 利用定員

(利用者の定員)

第5条 施設の利用者定員は50名とする。

第4章 利用の要件及び利用料

(利用の資格)

第6条 施設を利用できる者は次の(1)～(6)の全てに該当するものに限る。

- (1) 年齢が満60歳以上である方。但し、夫婦での利用はいずれか一方が満60歳以上である方。
- (2) 自炊が出来ない程度の身体機能等の低下が認められる、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者。
- (3) 家族との同居が困難である方。
- (4) 伝染性疾患及び精神的疾患等を有せず、かつ問題行動を伴わず共同生活ができる方。

- (5) 各種サービスを利用することにより、自立した日常生活を送れる者。
- (6) 所定の利用料を継続的に支払うことができる方。
- (7) 保証人が得られること。但し、やむを得ない特別の事情があると認められる場合はこの限りでない。

(利用料等)

第7条 利用料は、別紙に定める金額による。

- 2 毎月施設の指定する日までに指定の方法により利用者は利用料金を支払う。
- 3 利用者が居室で使用する電気料は、電気会社の積算料金を電気会社に支払う。
- 4 入居又は退去に伴って1か月に満たない期間利用した場合の利用料は日割計算によって精算する。
- 5 事務費の減額については、入居時及び翌年度以降年1回入居者自身の収入等に関する挙証資料を添付し、施設長に対して申請を行う。

第5章 利用者に対するサービス

(基 本)

第8条 利用者に対する施設サービスは、老人福祉法の理念に基づき利用者がその心身の状況に応じて、快適な日常生活が営むことが出来るように配慮した懇切丁寧なサービスを基本とする。そして、サービス提供にあたっては利用者又はその家族に対して処遇上必要な事項について説明をする。

(相談・援助)

第9条 施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族の各種相談に応ずると共に余暇の活用及び居宅介護サービスの活用等必要な助言その他の援助を行う。

(居宅介護サービスの利用)

第10条 要支援、要介護の認定を受けた利用者は、居宅介護サービスを利用することができる。

(居 室)

第11条 施設が利用者に提供する居室は個室を原則とする。但し、夫婦の場合は2人部屋の利用も可。

- 2 居室の清掃、日常的な維持管理は利用者が行うものとする。
- 3 居室において火鉢、石油ストーブ、ニクロム線電熱器等の火気類の使用を安全面から禁じる。

(食事の提供)

第12条 施設は入居者に対して毎日栄養士の献立による栄養バランスを考慮した高齢者の健康に配慮した食事を3食提供するものとする。

2 入院、通院、外泊、外出等の理由により欠食の場合には、生活費より各食費（朝食160円、昼食220円、夕食220円）を返金する。

3 欠食届は、7日前（欠食当日を含む）迄にバルナバ館フロントに提出をする。

（入 浴）

第13条 入浴は施設にある入浴設備を利用する。

2 個別の入浴介助は原則として行わない。但し、介助を必要とする状態になった場合は、施設が介護保険をはじめとする各種の居宅サービス等による入浴介助を受けることができるように迅速な対応に努める。

3 前項の入浴介助に要する費用は、利用者の個人負担とする。

4 利用者は伝染性の疾患等の疑いがある場合は速やかに職員に相談し、その指示に従うものとする。

（緊急時の対応）

第14条 利用者が身体の状態に急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になったときは、昼夜を問わず24時間体制でいつでもナースコール等で対応する。

2 職員はナースコール等で利用者から緊急の対応要請があったときは、速やかに適切な対応をする。

3 利用者が予め緊急連絡先を契約時に届け出ている場合は、主治医及び協力医療機関等への連絡とともに、その緊急連絡先へも速やかに連絡をする。必要によっては救急車対応をする。

（保健衛生）

第15条 利用者の健康管理を確保するため、年1回以上の健康診断を行うなど必要な指導援助を行う。

2 利用者から健康に係る相談を受けた時は、速やかに医療機関等の紹介など必要な援助を行う。

（年間行事計画）

第16条 施設は、利用者が日常生活を楽しむことができるように、教養娯楽、レクリエーション活動等を盛込んだ月間行事及び年間行事を計画する。

（入院期間中の対応）

第17条 利用者に入院の必要が生じた場合であって、医師の診断により明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、又は入院3ヶ月を経過しても医師の診断により退院できないことが明らかになった場合は、利用者及び家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入居することができるよう利用者又は家族と協議して定めるものとする。

（社会生活上の便宜の供与）

第18条 利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等との諸手続きについて、これを行

う事が困難である場合は、申し出及び同意に基づき施設が代わって行う。

2 利用者の希望により、要介護認定等の更新や再認定の代行業務を行う。

第6章 利用にあたっての留意事項及び職員の義務

(利用者への周知)

第19条 施設長は、円滑な施設運営を期するため、利用者留意事項を利用者に配布し、その趣旨を十分に周知徹底しなければならない。

(外出及び外泊)

第20条 利用者は、外出(短時間のものは除く)又は外泊しようとする時は、その前日までに、外出・外出先・外泊先・用件・施設へ帰着する予定日時等を、その都度施設長に届出するものとする。

2 前項の届出の内容に変更が生じたときは、変更する日時等の前にその旨を申し出る。

(面 会)

第21条 利用者に面会しようとする者は、備え付けの面会届用紙に所定事項を記入する。

2 特別な理由がある時は、面会の場所や時間を指定することができる。

(衛生保持)

第22条 利用者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心がけ、また、施設の衛生的な保持に衛生上必要な措置に協力しなければならない。

(1) 衛生知識の普及、伝達及び伝染性疾患の感染防止。

(2) 食中毒の予防。

(3) その他必要なこと。

(感染症対策)

第23条 施設において、感染症又は食中毒を発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催
- 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- 三 介護職員その他の従事者に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の実施

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第24条 施設は、事故発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実

が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制の整備

三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修の実施

- 2 施設は、施設サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前項において、賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行うものとする

(施設内の禁止行為)

第25条 利用者及び職員は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- (2) 宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を使用すること。
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 故意又は無断で、施設若しくは備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。
- (6) 鳩、雀等に館内で餌を与えること。また、小鳥以外のペットを飼うこと。
- (7) 電熱機器、火災の危険を伴う電気器具の安全な場所以外での使用。
- (8) ガスコンロの使用。(卓上も含む。)
- (9) 建物に無断で工事を行うこと。
- (10) バルコニーに重量物を放置すること。
- (11) バルコニー及び窓から下に物品を投げること。
- (12) その他、他の利用者に迷惑を及ぼしたり不快の念を抱かせる行為。

(秘密の保持)

第26条 職員は正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは退職者についても同様である。

- 2 施設は、介護保険等の利用で居宅介護支援事業者に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

第7章 入居及び退去

(入居利用の申込み)

第27条 施設への利用希望者は、利用申込書に記入の上施設に提出する。

- 2 施設は利用申込書の提出があったときは、その内容を確認の上、利用申込者名簿を作成して登録をする。

(利用希望者の面接調査)

第28条 利用希望者の調査は、利用者本人及び身元保証人との直接面接により行う。

2 前項の調査に当たっては、利用者本人の健康診断書の提出を求め健康状態を確認する。

(利用の承認等)

第29条 前条の調査の結果、利用を適当と認めた利用申込者に対して、利用を承認する旨を、又利用を不適当と認めた利用申込者に対しては、利用を不適当と認めた旨をいずれも文書をもって利用申込者宛てに通知する。

(利用契約の締結)

第30条 利用にあたっては、あらかじめ利用申込者及びその家族に対し、運営規程、重要事項説明書、契約書を交付して説明を行い、利用申込者及びその家族の同意を得た上で契約書を締結する。

(利用者台帳の整備)

第31条 新規利用者には、入居時の健康診断を行うとともに、利用者の従来你的生活状況、家族状況等必要な事項の聴取を行い、それらの調査結果を利用者台帳として記録整備する。

(居室の変更)

第32条 利用者が次の各号に該当する場合は居室を変更することがある。

- (1) 利用者の身体機能の低下のため居室を変更することが適当と認められたとき
- (2) 前号の他、居室の変更が必要と認められるとき

(退 去)

第33条 利用者が次の各号に該当する場合には利用契約を終了するものとする。

- (1) 利用者が死亡したとき。
- (2) 利用者から契約解除の申し出がありこれを受理したとき。
- (3) 次条の規定により利用契約を解除したとき。

(利用契約の解除)

第34条 施設長は、利用者が次の各号に該当すると認めたときは利用契約を解除することができる。

- (1) 不正、偽りの手段によって利用承認をうけたとき。
- (2) 正当な理由なく利用料を滞納したとき、又は支払うことができなくなったとき。
- (3) 要介護認定を受け、介護度の状態に必要な介護等を受けることができないとき。
- (4) 身体又は精神的疾患のため、施設での生活が著しく困難となったとき。
- (5) 承認を得ないで施設の建物、付帯設備等の造作、模様替えを行い、かつ原状回復をしないとき。
- (6) 金銭の管理、各種サービスの利用について利用者自身で判断ができなくなったとき。
- (7) 前各号のほか、共同生活の秩序を著しく乱し、他の利用者に迷惑をかけるなど、

施設の生活が著しく不相当と思われる事由が生じたとき。

- 2 施設長は、入居時に契約の解除となる条件について、十分説明し契約を解除するに至った場合は、具体的に理由を文書にて本人及び保証人に通知する。

(転貸の禁止)

第35条 利用者は、居室を転貸又は譲渡若しくは利用者以外の者を同居させることはできない。

第8章 非常災害対策

(災害・非常時への対応)

第36条 施設は、消防法令に基づく防火管理者を選任し、具体的な消防計画を作成し、消火設備、防災設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設ける。

- 2 施設は、消防計画に基づいた防火管理委員による委員会を設け、非常・災害等に対する具体的な防災計画を立て、職員及び利用者で参加する消火、通報、及び避難訓練を原則として年2回実施する。
- 3 利用者は、災害等の緊急事態の発生に気付いた時は、ナースコール等適切な方法で、事態の発生を職員に知らせる。
- 4 施設の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって自動的に消防へ通報される。
- 5 廊下及び各戸のバルコニーは、非常時の避難経路でもあるので、共用部分として支障のないように使用する。

第9章 その他運営についての重要事項

(苦情処理)

第37条 利用者は、提供されたサービス等について苦情を申し出ることができる。その場合施設は、迅速かつ適切に事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及び改善方法について、利用者又はその家族に報告する。なお、苦情申し立窓口は、施設の苦情解決の体制による。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容を記録する。

(施設・設備)

第38条 施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が利用者と協議の上決定する。

- 2 利用者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占有したりしてはならない。
- 3 施設・設備等の維持管理は施設職員が行う。
- 4 洗濯物等各戸のバルコニーに干す場合は、建物の美観保持のためフラワーボックスの鉄柵の高さ程度の物干し用具を使用し、大きいものは屋上の物干し場を利用のこと。

- 5 カーテンの取り付け、絨毯等を敷く際は、防炎加工が施されているものを使用する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第39条 施設は、虐待又は虐待が疑われる事案の発生を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会の設置及び、従業者に対する研修の実施
- 二 施設が整備した虐待防止のための指針の策定
- 三 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束等の原則禁止)

第40条 施設は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「拘束等」という。）を行なわない。

- 2 施設は、やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 3 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的の実施すること。

第10章 地域との連携

(地域との連携)

第41条 施設長は、地域との連携に努め、利用者が地域の一員として自立した生きがいのある生活が営めるように配慮する。

第11章 事務及び業務処理

(事務及び業務処理)

第42条 施設の事務処理及び業務運営にあたっては、法令、諸規程、施設の業務方針に定められたところに従い適切な処理に努める。

(記録の整理)

第43条 施設長は、業務の遂行上又は利用者の処遇上に必要な記録等を整備し管理保存をする。

(改 正)

第44条 この規程を改正、廃止するときは社会福祉法人新生会の理事会の決議を経て行う。

付 則

- 1 この規程は 昭和50年 7月 1日 から施行する。
- 2 この規程は 昭和54年10月24日 改正（定員）施行する。
- 3 この規程は 昭和62年 5月20日 改正（保健室・作業室増築）施行する。
- 4 この規程は 平成20年 6月 1日 改正（重要事項説明書）施行する。
- 5 この規程は 平成23年 4月 1日 改正（軽費老人ホーム類型変更）施行する。
- 6 この規程は 平成25年 4月 1日 改正（食費返戻金額）施行する。
- 7 この規程は 平成27年 4月 1日 改正（定員60名から50名へ変更）施行する。
- 8 この規程は 2019年10月 1日 改定（食費返金）施行する。
- 9 この規定は 2024年 4月 1日 改訂 施行する。

（感染症対策、事故発生の防止及び発生時の対応、虐待防止のための措置に関する事項）